



新潟県小千谷市とリネットジャパンリサイクル株式会社との連携と協力に関する協定書

新潟県小千谷市（以下「甲」という。）とリネットジャパンリサイクル株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定書は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、使用済小型電子機器等（以下「小型家電等」という。）の再資源化を促進するための課題に適切に対応し、住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に寄与することを目的とする。

第2条（連携協力事項）

1. 甲は、前条の目的を達成するため、次の事項について乙と連携し、協力する。

(1) 甲が行う、住民に対して小型家電リサイクル法の制度の定着と小型家電等の回収を促進するための広報。広報の詳細については、甲乙別途協議の上、決定する。

(2) その他住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲及び乙にて合意した事項。

2. 乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について甲と連携し、協力する。

(1) 前項(1)号に定める広報により、乙が、住民から回収した小型家電等の回収状況の甲への報告。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙別途協議の上、決定する。

(2) その他住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲及び乙にて合意した事項。

第3条（本協定書の見直し）

甲又は乙のいずれかから、本協定書の内容の変更を申し出があったときは、甲及び乙は、その都度協議の上、甲及び乙の書面による合意により、本協定書を変更するものとする。

第4条（期間）

本協定書の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で満1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。また、甲又は乙は、いつでも、1ヶ月前の解約通知により、本協定書を解約することができる。

第5条（疑義の決定）

本協定書に定めのない事項又は本協定書に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、して定めるものとする。

第6条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、本協定書から生じる他の当事者に対する権利若しくは義務の全部若しくは一部又は本協定書上の地位の全部若しくは一部を譲渡し、貸与し、または担保の用に供してはならない。

第7条（準拠法）

本協定書の準拠法は、日本法とする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 4年 3月 1日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
新潟県小千谷市
小千谷市長

乙 愛知県大府市終山町三丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社
代表取締役社長

大塙 昇



中村俊夫

